

【技術職員名簿 記載例】

別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員について記入してください。
(建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者)

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入する。

頁数 8 1 0 0 1 頁

許可番号	02-099999
申請者	(株)青森建設

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数							
1	○	技術 太郎	H5.8.1	29	8	2	0	1	1	1	3	1	0	2	1	0	1	000101234567	30
2		青森 次郎	S63.1.2	34	8	2	0	1	7	0	4	2	0	5	7	4	2		0
3		建設 三郎	S63.1.1	35	8	2	0	1	0	6	4	2						(基幹技能者の場合) ① 020014-0001	5
4	○	土木 四郎	S50.10.1	46	8	2	0	1	2	1	4	2	9	9	2	4	2		15
5		工事 五郎	S47.11.1	49	8	2	2	9	0	6	0	2							0

【審査基準日時点の満年齢について】
審査基準日が令和4年12月31日の場合
・生年月日がS63.1.1の者は、民法に基づいて計算すると前日の12月31日の午後12時になった時点で35歳となるため、審査基準日時点では、若年技術職員に該当しない。→表計算ソフトの関数を使用して計算すると正しい年齢が表示されない場合があるので、注意してください。

【CPD単位取得数について】
※「CPD単位取得数算定表」の「CPD単位(換算後)」の数字を記載してください。
技術者が審査基準日前1年間に取得したCPD単位が対象となります。
・技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補を指します。
・技術者1人当たり、30単位まで記載できます。

【業種コード欄及び有資格区分コード欄について】
・職員1人につき2業種まで記入できます。
・経審を受けようとしている業種について記入します。
【2業種限定の考え方】下記の①、②いずれの方法でも可能です。
【例】通番No.1の「技術太郎」さんが「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合。
【① 一つの資格から2業種選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。→「土」・「舗」を申請
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)「13」(舗装コード)と記入。
有資格コード欄は両方とも「113」(1級土木施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 13 113
【② 2つの資格から1業種ずつ選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。
また、「1級建築施工管理技士」の資格を有していると、建・大・左・とび・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具の16業種で評価対象となりえる。よって
「土」(1級土木施工管理技士の資格を有していること)
「建」(1級建築施工管理技士の資格を有していること)を申請。
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)、「02」(建築コード)と記入。
有資格コード欄に、左から順に「113」(1級土木施工管理技士コード)、「120」(1級建築施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 02 120
※記入例は②により記入している。

【講習受講欄について】
申請する業種について、下記①～③の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を必ず記入します。
①建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③審査基準日が監理技術者講習(建設業法第26条の5～7の規定による)を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと
(上記③の例)監理技術者講習を受講した日が令和2年10月1日の場合、加点可能な期間は、令和2年10月1日から令和7年12月31日までです。
監理技術者講習受講日 R2.10.1
受講した日の属する年の翌年から起算して5年間 R3.1.1
S R7.12.31
↑ 加点可能な期間 ↓
【確認書類】
「講習受講」欄に1を記載した場合は、(公財)青森県建設技術センターへ確認書類として、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証(写し)を提出して下さい。

【基幹技能者について】
記入例 ① 012345
① 業種コードを記入し、○で囲む
012345 - 基幹技能者講習終了証に記載されている番号を記入

【注意事項】
・平成27年4月1日以降の申請に際し、
①技術職員名簿の総数を恣意的に減らすことにより、加点基準を満たそうとすること
②同一人物を1年置きに記載することにより、加点基準を満たすこと
のように、w(社会性等)での加点を目論んで、技術職員を不記載とすることは虚偽申請に当たり、判明すれば監督処分の対象となる可能性があります。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

